

# 那珂市高齢者保健福祉計画

第10期那珂市高齢者福祉計画・第9期那珂市介護保険事業計画  
【概要版】

発行：那珂市（令和6年3月）

編集：那珂市介護長寿課

〒311-0192

茨城県那珂市福田1819番地5

電話：029-298-1111

## 計画策定の趣旨

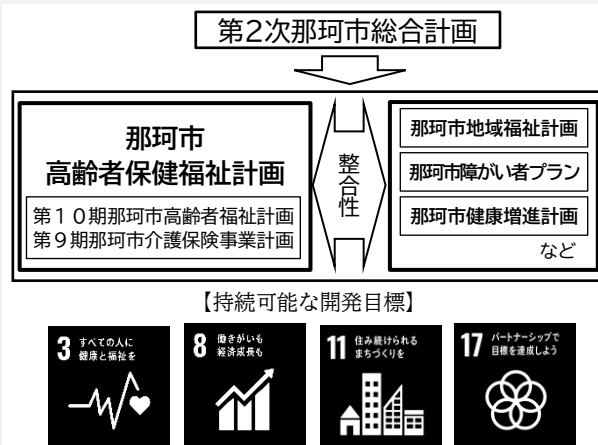
「那珂市高齢者保健福祉計画」は、高齢者への福祉サービス全般に関する「高齢者福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、3年ごとに見直しを行っています。

今回、令和2年度に策定した前計画が令和5年度で期間満了となることから、前計画の推進状況を点検・評価するとともに、国の制度改正の趣旨を踏まえ、令和6年度を初年度とする「那珂市高齢者保健福祉計画（第10期那珂市高齢者福祉計画・第9期那珂市介護保険事業計画）」（以下、「本計画」という。）を新たに策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」として位置づけています。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、「第2次那珂市総合計画（平成30年度～令和9年度）」を上位計画とし、「那珂市地域福祉計画」、「那珂市障がい者プラン」及び「那珂市健康増進計画」などと整合性を図った計画とします。



## 計画の推進体制

本計画の施策を着実に実行するため、那珂市高齢者保健福祉計画推進委員会及び那珂市高齢者保健福祉計画ワーキング委員会において、毎年度、推進状況の点検・評価を実施します。

### 【PDCAサイクル】



## 日常生活圏域の設定

本市では、地理的条件、人口、交通事情、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況を総合的に勘案し、3つの日常生活圏域を設定しています。

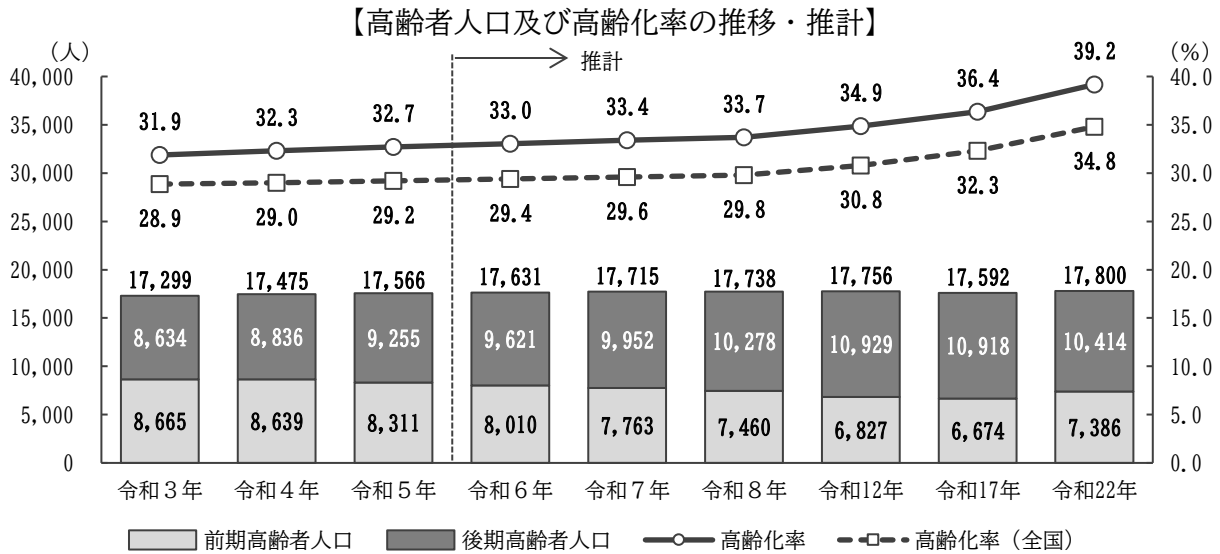


# 高齢者の現状

## 高齢者人口の推移・推計

本市の高齢者人口は、令和5年4月1日現在17,566人となっています。前期高齢者人口の減少は令和17年まで続き、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年には一時的に増加に転じると予想されます。その一方で、後期高齢者は令和8年に10,000人を超えた後、概ね同じ水準で推移を続けると予想されます。

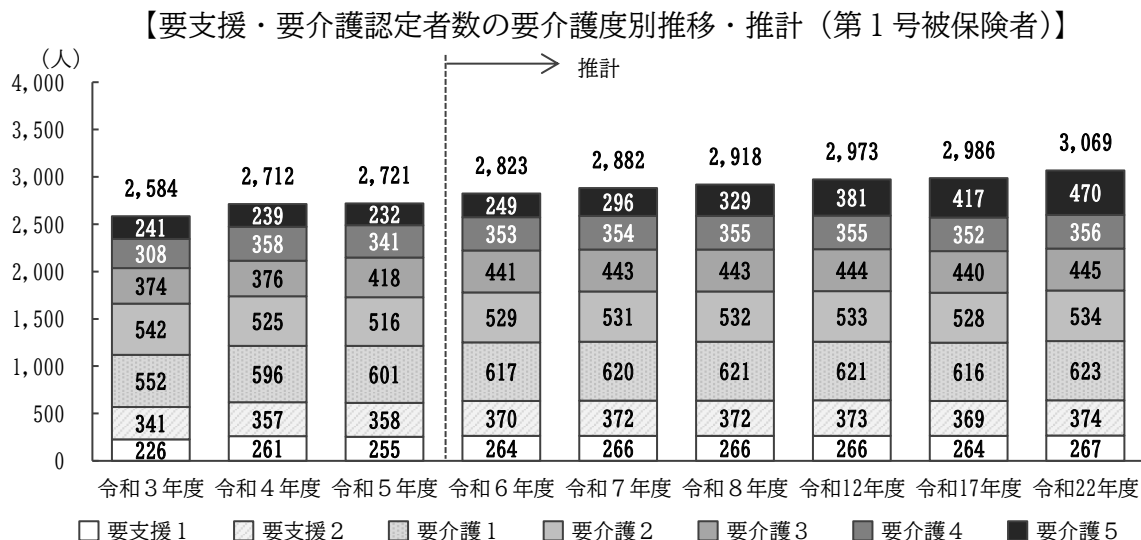
高齢化率は、令和5年の32.7%から増加し続け、令和22年には39.2%になると見込まれており、全国平均よりも高い水準で推移しています。



## 要支援・要介護認定者数の推移・推計

令和5年9月末現在、第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は2,721人となっています。要介護度別でみると、要介護1と要介護2の認定者数が他の要介護度よりも多い傾向にあります。

令和6年度以降は後期高齢者の増加に伴い、令和8年度には認定者数は2,918人、令和22年度には3,069人まで増加することが見込まれます。また、要介護3以上の認定者数は、令和5年9月末現在で991人ですが、令和22年度には1,271人まで増加することが見込まれます。



# 施策の体系

基本理念 **やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり**

<p><b>基本方針1</b> 生きがい・福祉のまちづくりの推進</p> <p>高齢者のニーズに応じた多様な福祉サービスの充実に努めます。 また、各種団体との多様な連携体制を強化し、地域全体で支え合うまちづくりを進めます。</p>	<p><b>基本方針2</b> 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域包括ケアシステムを推進します。</p>	<p><b>基本方針3</b> 介護保険サービスの計画的な提供</p> <p>介護保険サービス量と質の確保に努めるとともに、介護給付の適正化、低所得者にも配慮した介護保険料の設定、事業者への適正な指導などを行います。</p>
<p><b>施策1 高齢者福祉サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)ひとり暮らし高齢者等の支援</li> <li>(2)在宅生活が困難な高齢者に対する支援</li> <li>(3)敬老と長寿に対する敬意</li> <li>(4)高齢者の移動に対する支援</li> </ul> <p><b>施策2 高齢者を支え合うまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市社会福祉協議会との連携強化と活動支援</li> <li>(2)関係機関、団体との連携</li> <li>(3)高齢者団体の支援</li> <li>(4)成年後見制度の利用促進と権利擁護の推進</li> </ul> 	<p><b>施策1 地域包括支援センターの機能強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地域包括支援センターの適切な運営</li> <li>(2)人員体制の確保</li> <li>(3)地域ケア会議の推進</li> </ul> <p><b>施策2 日常生活支援体制の充実と地域づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)協議体の活性化に向けた支援</li> </ul> <p><b>施策3 介護予防の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一般介護予防事業の推進</li> <li>(2)介護予防に向けた関係機関との連携</li> <li>(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</li> </ul> <p><b>施策4 認知症施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)普及啓発・本人発信支援</li> <li>(2)認知症の予防に対する取組</li> <li>(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</li> <li>(4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症のかたへの支援・社会参加支援</li> </ul> <p><b>施策5 在宅医療・介護連携体制の充実</b></p> <p><b>施策6 高齢者の住まいの確保</b></p>	<p><b>施策1 介護保険サービスの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)居宅サービス</li> <li>(2)地域密着型サービス</li> <li>(3)施設サービス</li> <li>(4)計画期間における施設整備方針</li> </ul> <p><b>施策2 地域支援事業の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>(2)包括的支援事業</li> <li>(3)任意事業</li> </ul> <p><b>施策3 円滑な制度運営に向けた取組の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護保険制度の周知</li> <li>(2)介護サービス利用に関する相談・支援</li> <li>(3)介護人材の確保</li> <li>(4)介護給付の適正化</li> <li>(5)防災・感染症対策</li> </ul>

## 目標指標

本市では、前計画に引き続き、介護予防・重度化防止の取組を進めていきます。なお、本計画の目標値は、次のとおり設定します。

	令和5年度実績値	令和8年度目標値
第1号被保険者における要支援・要介護を受けていないかたの割合	84.4%	84.4%
要介護3以上の認定率	5.7%	5.7%

## 介護保険料

介護保険給付等にかかる費用は、半分を公費（国・茨城県・那珂市）で、23%を第1号被保険者（65歳以上）の保険料、27%を第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料によって賄います。また、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合によって決定されます。

### 保険料基準額の算定

第8期（令和3年度～令和5年度）  
介護保険料 5,280円

第9期（令和6年度～令和8年度）  
介護保険料 5,280円

### 介護保険料の所得段階の設定

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.455 (0.285)	2,410円 (1,510円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下のかた	0.685 (0.485)	3,620円 (2,570円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えているかた	0.69 (0.685)	3,650円 (3,620円)
第4段階	同じ世帯に住民税課税者がいるかたで、本人は住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.9	4,750円
第5段階	同じ世帯に住民税課税者がいるかたで、本人は住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えているかた	1.0	5,280円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	1.2	6,340円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	1.3	6,870円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	1.5	7,920円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた	1.7	8,980円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた	1.9	10,040円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた	2.1	11,090円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた	2.3	12,150円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上のかた	2.4	12,680円

※（）内が自己負担となり、上段との差分については、公費負担。